

市税納期

【問合せ】 税務課 収税班 ☎ 7 7 3 ・ 6 6 6 9

各税目納期一覧表 (納税通知書が届いたら、必ず開封し納期限までに納めてください)

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------------|------|------|-----|------|------|------|-------|-----|------|------|------|
| 市・県民税 | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | 4期 | | | |
| 固定資産税 | 1期 | | 2期 | | | | 3期 | | 4期 | | |
| 軽自動車税 | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税 | | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 |
| 納期限日 (口座振替日) | 5/31 | 6/30 | 8/2 | 8/31 | 9/30 | 11/1 | 11/30 | 1/4 | 1/31 | 2/28 | 3/31 |

安全・確実な 口座振替 (口座からの自動引き落とし) が便利です

口座振替日の前営業日 (営業時間内) までに引落しに必要な額を口座に入金してください。残高不足などで口座振替できなかった場合は、届いた「口座振替不能通知書」を使用し、現金で金融機関、コンビニエンスストア、市役所各庁舎で納めてください。

手続き

市内の金融機関 通帳、届出印、納税通知書を持参し、「口座振替依頼書」を記入して金融機関の窓口へ提出

※「口座振替依頼書」は各金融機関にあります

郵送専用紙 市ウェブサイトから「口座振替依頼書」をダウンロードし、税務課へ提出

※詳しくは、市ウェブサイト (「口座振替での納付」で検索) をご覧ください

開始日

「口座振替依頼書」を提出すると、提出日の翌月の納期分から口座振替が開始されます。ただし、5月に提出した人は、7月からの開始となります。ご注意ください。

口座振替の終了や振替方法変更

「口座振替を終了」「期別振替から全納」「全納から期別振替」など、振替方法を変更する場合は、税務課か大和・塩沢市民センターで振替日の8営業日前までに手続きしてください。

コンビニエンスストアで納税できます

納税できるコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載してあります。
※取扱期限にご注意ください

TAXサポート券での納税

南魚沼市スタンプ・ポイント連合会のTAXサポート券は、市役所窓口での納税に使用できます。

スマートフォン決済アプリでの納税

納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、24時間どこでも納税できます。
※取扱期限にご注意ください

口座振替の納税証明書は、6月上旬に送付します。口座振替納税の場合の有効期限は、令和4年6月15日 (水) です。
納税証明書に関する問合せは、
税務課収税班 (☎ 7 7 3 ・ 6 6 6 9) まで



納税証明書
車検に必要です。車検証と一緒に保管してください。

1年分課税 (月割はありません)
変更・廃車手続きをしていない場合
1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急にご手続きください。

4月2日以降に廃車 (譲渡) の手続きをした場合
1年分課税 (月割はありません)
変更・廃車手続きをしていない場合
1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急にご手続きください。

納税義務者は4月1日の所有者
納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。次の場合は、課税されます。
4月2日以降に廃車 (譲渡) の手続きをした場合
1年分課税 (月割はありません)
変更・廃車手続きをしていない場合
1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急にご手続きください。

問 税務課 市民税係
☎ 7 7 3 ・ 6 6 6 8

軽自動車税の納税通知書を5月14日 (金) に発送 納期限は5月31日 (月)